

「警察のする事はすべて正しい」

「裁判所の判決はすべて正しい」

こういうことが世の中で信じられていたのは昭和の時代までである。

今回の強盗殺人罪死刑の袴田事件は、みそ

タンクから事件発生の後一年二ヶ月もたつてから発見された「五

点の衣類」がDNA鑑定の進歩でつちあげと

判断されたから、裁判やり直しの「再審」と

された。

衣類DNA鑑定の不整合が科学の進歩によ

って明らかになされたからで、これがなければ

裁判所は絶対に判断を

くつがえしはしなかつたであろう。

江川紹子は次のように述べる。

これほどまでに裁判官のいきどおりがこもった書面を読んだことはない。

耐え難いほど正義に反する。

検察が捏造の可能性を否定することは許されない。

しかしながら日本の裁判所は「疑わしきは

被告人の利益に」という刑事裁判の大原則に

反し、無罪の可能性が

九〇%以上高くないと、いったん自白した

被告人を無罪にはしない。

朝から深夜まで一日

十二時間以上の取調がたどえ十回以上続こうと裁判所は自白を信用してきた。

「絶望の裁判所」という本を出した元東京地裁の瀬木裁判長

弁護士日記

袴田死刑判決に関与して

勲章をもらった人々

美和 勇夫

は「たとえ異常なまでの捜査が明らかになつても、日本の裁判所

は、国民の生命や自由より、検察庁、裁判所

の威信が優先されるから」と述べている。(※

定)秩序の維持である。

これら裁判長のエライ人は、勲一等瑞宝章、旭日大綬章を皇居において天皇陛下から直接いただいたている。

「検察」も勲二等旭日重光章、「警察」は勲五等瑞宝章、勲六等単光旭日章、瑞宝双光章を受章。(晴れやかなものである)

この「事なかれ死刑判決」の中でただ一人、死刑に異議をとなかったのが当時三〇歳の若造裁判官、熊本典道であった。

「こんな証拠で死刑は無茶だ」と反対したが通らなかつた。

翌年、良心の呵責、

裁判所内部での蔑視に耐えきれず裁判所を追い出され弁護士となった。

「裁判官の評議」には守秘義務があり、裁判官は、退任してからもタブーとして語らない。(そうでなければ勲章などいただけない)

しかし熊本裁判官はそのタブーを破り「自分は死刑に反対したが先輩裁判官に押しきられた」と真実を明らかにした。

(※異端児である。こんな裁判官はいない)たとえ袴田が無罪になろうとも裁判評議の内容を語ることは、今も裁判所では許されないことである。